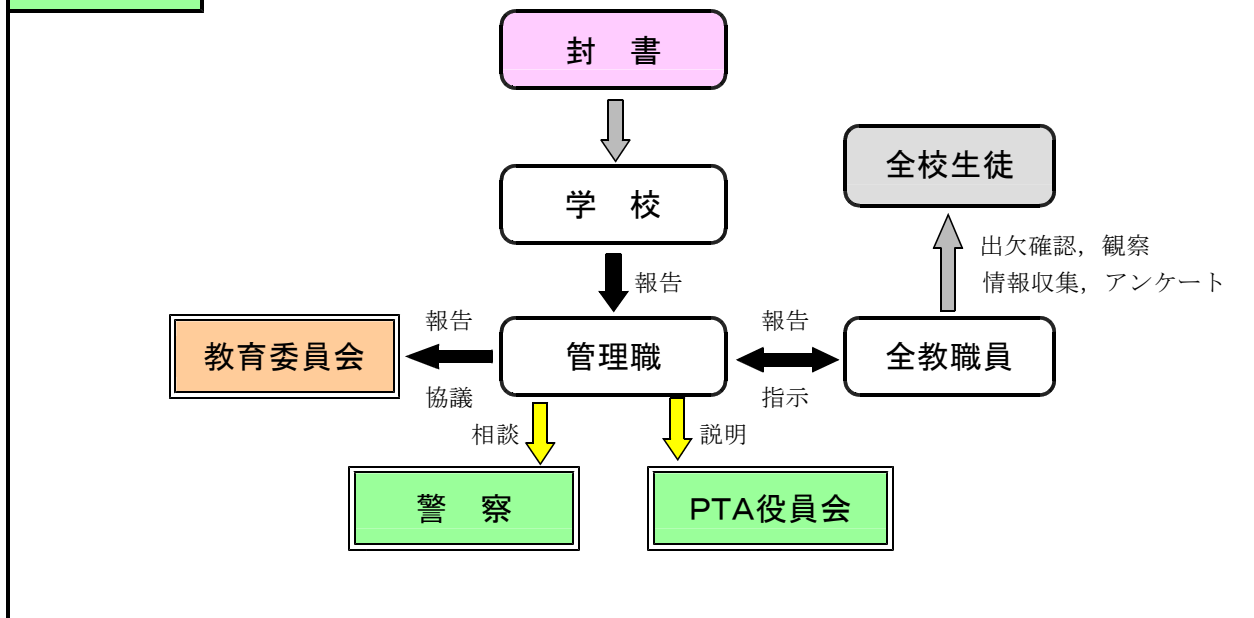


11 自殺の予告

【 具体的事例 】

学校に、「いじめられているので死にます」という、差出人不明の自殺予告の封書が送られてきた。

初期の対応



初期の対応の留意事項

○ 学校としての対応(命の尊さを第一に考える)

- ・ 直ちに、教育委員会に報告し、対応を協議する。
- ・ 警察に、相談する。
- ・ 緊急の職員会議で、危機管理の対応の徹底を図る。
- ・ 生徒の出欠状況を確認し、休んでいる生徒に連絡をとる。
- ・ 計画的に、校内外の巡視を行う。
- ・ 性急に結論を出さず、状況を見守る。

○ 生徒への対応

- ・ 一人一人の生徒の様子を、注意深く詳細に観察する。
- ・ 人権に配慮しながら、生徒の特定に努める。
- ・ 情報の収集に努める。
- ・ アンケートやチェックリストを活用し、いじめの把握を行う。

○ その他

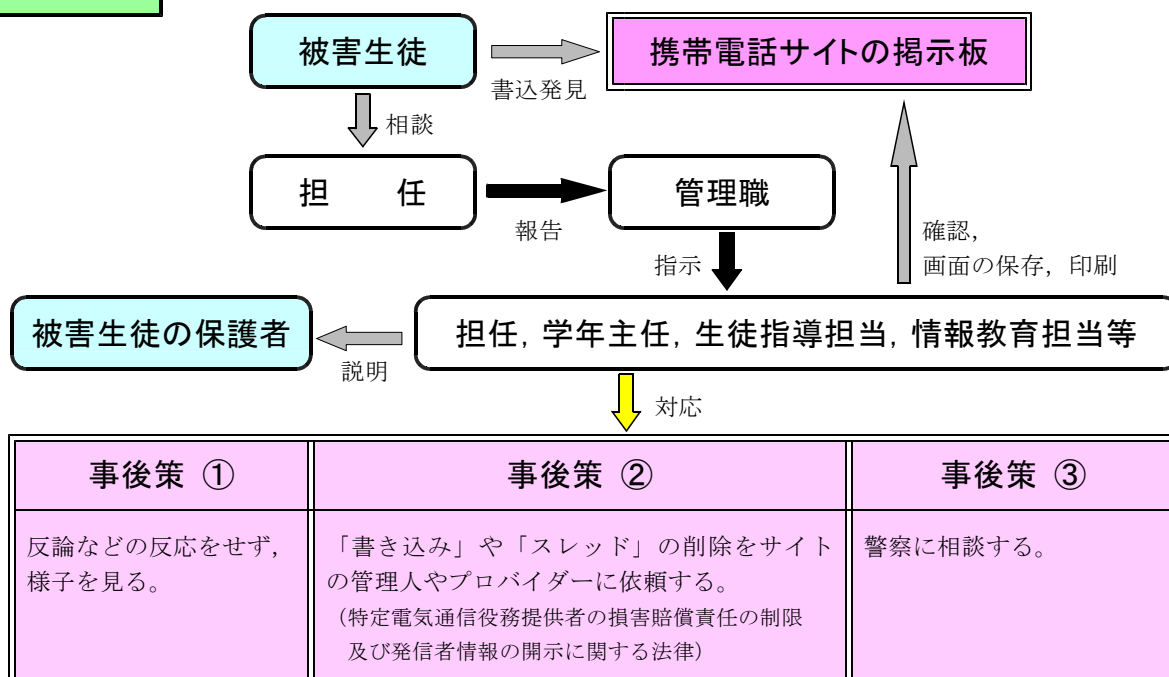
- ・ PTA役員への説明、緊急の保護者会の開催、学校通信の発行等、保護者への広報啓発も考慮する。
- ・ 最悪の事態を想定して、危機管理の対応を行う。

12 インターネットによる掲示板への書込

【 具体的事例 】

女子生徒から担任に、「携帯電話のサイトの掲示板に、自分の悪口を書かれている」との相談があった。

初期の対応



初期の対応の留意事項

- 学校としての対応
 - ・ サイトの掲示板を確認し、画面を保存し印刷し、保管する。
 - ・ 判断に迷う場合は、関係機関に相談する。
 - ・ 家庭訪問し、被害生徒の保護者と話し合う。(複数対応、電話では済ませない。)
- 被害生徒への対応
 - ・ 心当たりや生徒の要望を、時間をかけて話を聞く。
- 事後策 ①
 - ・ 過敏に反応することにより、「書き込み」がエスカレートすること(「祭り」「炎上」の状態)があるので、無視し様子を見ることも1つの方法である。
- 事後策 ②
 - ・ 住所、電話番号やメールアドレスなどの個人情報を書き込みされた場合は、サイトの管理者やプロバイダーに、削除依頼を行う。
(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律)
- 日常的取組
 - ・ 情報モラル教育をすすめる。

児童生徒の問題行動に対する初期対応マニュアル

平成 2 0 年 3 月

初版発行

編 集

いじめ問題等対策企画員室
〒770-8570

徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地

電 話 088-621-3138

F A X 088-621-2882